



第 23 号議案 加須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する
修正案

第 23 号議案 加須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、
次のように修正する。

- 1、 第 2 条第 1 項第 1 号中の「及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）を加え、同項に次の 1 号を加える。」を削除し、「(4)」をすべて削除する。
- 2、 第 2 条第 2 項ただし書中『65 万円』を『66 万円』に改め、同条第 3 項ただし書中『24 万円』を『26 万円』に改め、同条に次の 1 項を加えるを削除する。
- 3、 第 3 条第 1 項中の『100 分の 7.5』を『100 分の 7.98』に改める、第 5 条中『40,700 円』を『47,700 円』に改める、第 6 条中『100 分の 2.3』を『100 分の 2.86』に改める、第 7 条中『10,500 円』を『13,500 円』に改める、第 8 条中『100 分の 2.4』を『100 分の 2.44』に改める」をそれぞれ削除し、現行通りとする。
- 4、 第 9 条「の次に次の 3 条を加える。（国民健康保険の被保険者に子ども・子育て納付金課税額の所得割額）」を削除し、「第 9 条の 2」「第 9 条の 3」「第 9 条の 4」の 3 条を全て削除する。
- 5、 第 23 条第 1 項中『65 万円』を『66 万円』に、『24 万円』を『26 万円』に改め、同項第 1 号ア中『28,490 円』を『33,390 円』に改め、同号イ中『7,350 円』を『9,450 円』に改め、同項第 2 号ア中『20,350 円』を『23,850 円』に改め、同号イ中『5,250 円』を『6,750 円』に改め、同号第 3 号ア中『8,140 円』を『9,540 円』に改め、同号イ中『2,100 円』を『2,700 円』に改め、同条第 2 項第 1 号ア中『6,105 円』を『7,155 円』に改め、同号イ中『10,175 円』を『11,925 円』に改め、同号ウ中『16,280 円』を『19,080 円』に改め、同号エ中『20,350 円』を『23,850 円』に改め、同項第 2 号ア中『1,575 円』を『2,025 円』に改め、同号イ中『2,625 円』を『3,375 円』に改め、同号ウ中『4,200 円』を『5,400 円』に改め、同号エ中『5,250 円』を『6,750 円』に改め」をそれぞれ削除し、現行通

りとする。なお、第2項は「国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以降の最初3月31日以前である国民健康保険の被保険者がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割は、非課税とする」に修正し、第1号は削除する。

2026年3月5日

発議者 佐伯由恵
発議者 及川和子
発議者 松本幸子

〈修正案の提案理由〉

原案は、国民健康保険の広域化にともない、2027年度からの保険税水準の準統一に向け、2026年度までに赤字解消（法定外一般会計繰入金）の解消を図るために税率を大幅に引き上げるとともに、新たに子ども・子育て支援納付金を導入する改正となっている。これにより、4月から4本立てとなり、所得割率の合計は現行の12.2%から13.54%に1.34ポイント増、均等割額の合計は現行の62,200円から73,892円に11,692円増、限度額は現行の106万円から109万円の3万円増となり、その結果、加入者一人当たり約1万5千円、一世帯当たり約22,000円、加入者全体で総額約3億4千万円の負担増が生じることになる。

国民健康保険は、高齢者や非正規労働者など低所得者が多く加入し、国保税が高いという構造的な問題を抱えている。1世帯当たりの平均所得はわずか113万円に対し、改正後の国保税は約16万8千円で所得の15%に上る。今でも国保税が高すぎるため加入者の7世帯の内、1世帯が払えない状況である。物価高のもと国保税の大幅な引き上げは、加入者のいのちと健康を脅かし、ひいては国保財政を悪化させることになる。

市政運営の基本は、市民のいのちと健康を守ることに最優先に取り組むことである。修正案は、国保税の引上げを削除し、据え置くとともに、子ども・子育て支援納付金は公費で負担する基本に立って、加入者の負担増を回避する措置を講じている。

以上